

フィリピン Department of Trade and Industry (DTI、通商産業省)

「5つの消費者責任」を発表

2023年10月

日本法弁護士 難波 泰明

フィリピン法弁護士 Cainday, Jennebeth Kae

シンガポール法・日本法・アメリカ NY州法弁護士 栗田 哲郎

第1. はじめに

消費者からのレビューやフィードバックは、市場における商品やサービスの質を向上させる上で不可欠です。DTIは、消費者の権利から生じる義務について、完全かつ正確なガイダンスを消費者に提供することが重要であることに鑑み、2023年7月13日にDTI Policy Advisory 23-01, s. 2023-「Re: Five (5) Consumer Responsibilities (消費者の5つの責務)」を発表しました。

以下、サプライヤー事業者側の義務に関連する法律をご紹介します。



第2. DTI Policy Advisory : No.23-01, Series2023 - 消費者の5つの責任

1. クリティカル・アウェアネス (批判的認識) - 使用する商品やサービスの使用、価格、品質について、より注意深く、疑問を持つ責任
 - a. RA 第7394号、Consumer Act of the Philippines (フィリピン消費者法)
 - 第3編 - 欺瞞的、不公正、非良心的販売からの保護
 - 第4章 ラベリングと公正な包装
 - 第74条 政策の宣言 - 国は、消費者が消費者製品の内容物の性質、質および量に関する正確な情報を得ることができるようにし、かつ、そのような製品の価値の比較を容易にするために、強制表示および公正な包装を実施する。
 - 第81条 値札の要件 - 各商品の価格を示す適切な値札、ラベル、または表示を公然と掲示せずに消費者向け製品を小売販売に供することは違法であり、購入者を差別して、記載された価格よりも高い価格で販売してはならない。
 - b. RA 第7581号、改正価格法
 - 第5条 価格操作の違法行為 - この法律が適用されない商品に関する現行法の規定を妨げることなく、商品の生産、製造、輸入、保管、輸送、流通、販売またはその他の処分方法に常習的に従事する者が、基本的必需品または主要商品の価格を操作する以下の行為を行うことは違法とする。
 - 1) Hoarding(買い占め)とは、個人または共同した個人が、生活必需品を、通常の在庫レベルを超えて不当に蓄積すること、またはこれらの品物の在庫を処分、販売、

分配することを不当に制限または拒否すること、及び再生産、取引、商業、産業の経路から不当に持ち出すことをいう。ある者が、その生活必需品の在庫を、その者の通常の在庫の50%増しとし、一般大衆に販売することを不当に制限、拒否、または怠った場合、その過剰を発見した時点で買い占めの証拠となる。通常在庫の判断は、その者が少なくとも3ヶ月間事業に従事していた場合は、在庫発覚の直前3ヶ月目から、そうでない場合は、事業を開始した時点から起算する。

- 2) **Profiteering**(利益供与)とは、生活必需品を、その真価を著しく上回る価格で販売すること、または販売のために提供することをいう。生活必需品が次の態様で販売される場合、利益供与が推定される。(a)値札がない場合、(b)重量または寸法が不当に表示されている場合、(c)不純物が混入または希釈されている場合、(d)一般大衆に販売または販売のために提供する生活必需品の価格を、直前1カ月にその価格の10%を超えてつり上げた場合。
 - 3) **Cartel**(カルテル)とは、生活必需品の生産、製造、加工、保管、供給、流通、販売、または処分に従事する2人以上の者が、その価格を人為的かつ不合理につり上げ、または操作することを目的とした合意またはその組み合わせをいう。同一の市場において競争し、同一の生活必需品を取り扱う2人以上の個人または事業者が、生活必需品の価格を人為的かつ不合理に上昇させる傾向のある非形式的または相補的な行為を相互に行う場合、または競合する製品の価格を同時に不合理に上昇させ、それによって相互の競争を減退させる場合、カルテルに関与していることが推定される。
- c. RA 第9711号、Food and Drug Administration Act (FDA、食品医薬品局法)
 - d. RA 第10642号、Philippine Lemon Law (フィリピン・レモン法)
 - e. RA 第10909号、2016年の No Shortchanging Act of 2016 (2016年短絡禁止法) 施行規則 第4章第2.1条 消費者は、すべての取引後、直ちに正確な金額の釣銭を受け取る義務を負う。
2. 行動 - 消費者が公正な取引を得られるように主張し、行動する責任。
- a. 1987 Philippine Constitution (1987年フィリピン憲法)
第12条第19項 国は、公共の利益のために必要な場合には、独占を規制し、または禁止します。いかなる取引制限または不正競争の結合も許されません。
 - b. RA 第7394号、Consumer Act of the Philippines (フィリピン消費者法)
 - c. RA 第7581号、Price Act (改正価格法)
第5条 価格操作の違法行為
 - d. RA 第7925号、Public Telecommunications Policy Act of the Philippines (フィリピン公共電気通信政策法)
第20条 エンドユーザーの権利 - 電気通信サービスの利用者は、以下の基本的権利を有する。苦情の徹底的かつ迅速な調査および対応。電気通信事業者は、苦情が電話で受理されるように努め、すべての書面または電話による苦情の記録を保管するものとする。
 - e. RA 第8293号、The Intellectual Property Code (改正知的財産法)
 - f. DTI Administrative Order No.08, Series 2002、消費者製品販売における連鎖販売取引またはねずみ講の禁止
 - g. RA 第10642号、Philippine Lemon Law (フィリピン・レモン法)
 - h. RA 第10667号、Philippine Competition Act (フィリピン競争法)
 - i. RA 第10909号、2016年の No Shortchanging Act of 2016 (2016年短絡禁止法) 施行規則

規則 IV 2.2項 消費者は、事業所の消費者福祉担当窓口にすべての不当表示の事例を報告し、即時の措置／救済を求めるか、または違反が行われてから10営業日以内に DTI に苦情の手紙を書き、提出することができる。

- j. RA 第8749号、Philippine Clean Air Act of 1999 (1999年フィリピン大気浄化法)
第41条 市民訴訟 - 本法またはその施行規則の規定を施行する目的で、市民は誰でも、適切な裁判所に対し、適切な民事訴訟、刑事訴訟、または行政訴訟を提起することができる。
 - a) 本法またはその施行規則の規定に違反する者、またはこれを遵守しない者。
 - b) 本法と矛盾して発令された命令、規則、規制に関する省庁またはその他の実施機関。
 - c) 本法またはその施行規則により義務として特に禁止された行為の遂行を故意にまたは著しく怠り、または職務の遂行においてその権限を濫用し、またはいかなる方法においても本法またはその施行規則に基づく職務を不適切に遂行する公務員。
3. 社会的関心 - 地域社会、国家社会、国際社会のいずれにおいても、消費が他の市民、特に貧しい人々、搾取されている人々、恵まれない人々、力のない人々に与える影響を自覚する責任。
 - a. RA 第7394号、Consumer Act of the Philippines (フィリピン消費者法)
 - b. RA 第7581号、Price Act (改正価格法)
 - c. RA 第10642号、Philippine Lemon Law (フィリピン・レモン法)
 - d. RA11900号 Vaporized Nicotine and Non-Nicotine Products Regulation Act Implementing Rules and Regulations(気化ニコチンおよび非ニコチン製品規制法施行規則)
規則 XV 消費者の役割と責任
第2条 消費者
 - a) 消費者の権利を行使し、消費者の責任を果たすこと。気化ニコチン・非ニコチン製品および新型タバコ製品は、正規に登録された製品を販売する信頼できる合法的な販売業者からのみ購入すること。
 - b) 気化ニコチン製品および非ニコチン製品、それらの機器、または新型タバコ製品の購入時に、適切な年齢確認のため、消費者の写真と年齢または生年月日が記載された政府発行の有効な身分証明書を常に提示すること。
 - c) 気化ニコチンおよび非ニコチン製品のみを製造元の指示に従って使用し、該当する場合は、指定されたバイプエリア (DVAs) のみで使用すること。
 - d) 気化ニコチンおよび非ニコチン製品を未成年者から離して適切に保管すること
 - e) RA 第11900号またはその施行規則の規定に違反する売主を報告すること。
4. 環境認識 - 消費が環境に及ぼす影響を理解する責任。天然資源を保護し、将来の世代のために地球を守る個人的・社会的責任を認識する。
 - a. 1987 Philippine Constitution (1987年フィリピン憲法)
 - b. RA 第7394号 Consumer Act of the Philippines (フィリピン消費者法)
 - c. RA 第8749号 Philippine Clean Air Act of 1999 (1999年フィリピン大気浄化法)
 - d. RA 第9211号 Tobacco Regulation Act of 2003 (2003年タバコ規制法) および同施行規則
 - e. RA 第9003号 Ecological Solid Waste Management Act of 2000 (2000年生態学的固体廃棄物管理法)
5. 連帯 - 消費者の利益を促進し、保護するための力と影響力を発展させるために、消費者として一緒に組織する責任。
 - a. 1987 Philippine Constitution (1987年フィリピン憲法)

- b. RA 第6938号 Cooperative Code of 1990 (1990 年協同組法規約)
- c. RA 第7394号 Consumer Act of the Philippines (フィリピン消費者法)

第3 企業がとるべき対策

本ポリシーアドバイザーは、消費者が既存の法令に照らして自らの責任について十分な情報を得ることを目的とするものです。本アドバイザーは、消費者が積極的に救済を求め、紛争解決に参加し、商品やサービスの質を向上させるためにフィードバックを提供することを奨励しています。そのため、フィリピンで活動する企業や団体は、罰則や訴追を避けるため、本ポリシーアドバイザーなどに列挙されている現行法の下、上記消費者の責任に留意しながら、これに対応していく必要があります。詳細については、下記までお問い合わせください。

引き続き、当事務所のニュースレターにおいてもアップデートをしていく予定です。

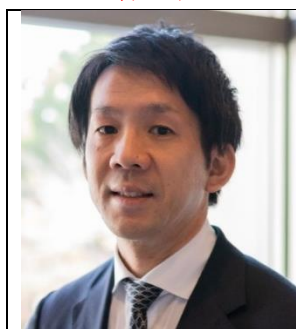
◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



難波 泰明

弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士

国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。

yasuaki.nanba@oneasia.legal



	06-6311-1010
	<p>カインダイ ジェネベス ケイ</p> <p>Cainday, Jennebeth Kae</p> <p>フィリピン法弁護士</p> <p>フィリピンで最大の監査・税務事務所で国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザリーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Group に入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。</p> <p>cainday.jennebeth@oneasia.legal</p>
	<p>栗田 哲郎</p> <p>One Asia Lawyers Group 代表</p> <p>シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士</p> <p>日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。</p> <p>tetsuo.kurita@oneasia.legal</p> <p>+65 8183 5114</p>